

2022年3月1日

各位

株式会社 宮崎銀行

未利用口座管理手数料の既存口座への対象拡大について

株式会社宮崎銀行(頭取 杉田 浩二)は、2021年1月4日に新設した未利用口座管理手数料について、2022年4月1日(金)より、対象となる口座を2021年1月3日以前に開設された口座を含むすべての普通預金(含む総合口座)および貯蓄預金口座に拡大いたしますので、下記の通りお知らせします。本件は、長期間ご利用のない口座の発生とその不正利用を抑止すると同時に、日頃から口座をご利用いただいているお客さまへのサービス維持・向上を目的とするものです。

なお、本手数料は2年以上ご利用されていない普通預金口座(含む総合口座)および貯蓄預金口座を対象とするものであり、日常より入出金や口座振替などでお取引をいただいている口座が対象となることはございません。

記

1. 改定日

2022年4月1日(金)

2. 「未利用口座管理手数料」に関する改定内容

改定内容	現行	改定後
対象口座	2021年1月4日以降に開設された普通預金(含む総合口座)	<u>すべての普通預金(含む総合口座)</u> <u>および貯蓄預金口座</u> ※ただし、2021年1月3日以前に開設された口座は、2022年4月1日以降が未利用期間の対象となります
対象外となる口座	預金残高10,000円以上の口座	(1) 預金残高10,000円以上の口座 (2) <u>定期預金、投資信託などの特約口座</u> (3) <u>お借り入れの返済口座</u>

3. 「未利用口座管理手数料」の内容

項目	内容
対象となる口座	<p>最後のお預け入れまたは払い戻し(当該口座のお利息の元本組み入れおよび本件手数料の引き落としを除きます)から 2 年以上、一度もお預け入れまたは払い戻しのない口座が対象となります。ただし、次の口座は対象とはなりません。</p> <p>(1) 当該口座の預金残高が 10,000 円以上の口座 (2) 定期預金、投資信託などの特約口座 (3) お借り入れの返済口座</p>
未利用口座の取り扱い	<p>(1) 対象となる見込みのお客さまには、当行に登録されているご住所に事前に文書にて通知いたします。</p> <p>(2) 通知後、一定期間経過しても、ご利用またはご解約がない場合に未利用口座管理手数料を当該口座から引き落としいたします。</p> <p>(3) 残高不足により未利用口座管理手数料の引き落としができなかった場合、残高全額を未利用口座管理手数料の一部として引き落としさせていただき、個別に通知することなく当該口座を自動的に解約いたします。</p>
未利用口座管理手数料	年間 1,320 円(税込み)

4. 預金規定の改定

未利用口座管理手数料の適用対象の変更にあたり、2022 年 4 月 1 日(金)より以下のとおり預金規定を改定いたします。(例：普通預金規定)

対象となる預金規定：普通預金規定・総合口座取引規定・貯蓄預金規定	
現行	改定後
<p>20. 未利用口座管理手数料</p> <p>(1) 未利用口座管理手数料は、別途定める未利用口座が対象となります。</p> <p>(2) この預金口座は、別途定める一定の期間、預金者による所定の利用がない場合(ただし、2021 年 1 月 4 日以降に開設された口座に限ります)には、未利用口座となります。</p> <p>(3)～(4) 省略</p>	<p>20. 未利用口座管理手数料</p> <p>(1) 同左</p> <p>(2) この預金口座は、別途定める一定の期間、預金者による所定の利用がない場合には、未利用口座となります。</p> <p>(3)～(4) 省略</p>

以上

本件に関するお問い合わせ先
 株式会社宮崎銀行 事務統括部
 担当：稲森・小原
 TEL：0985-32-4492